

財務省告示 第二百九十一号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第一項の規定に基づき、平成十四年七月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年七月十九日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(十年)(第二百四十回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項
- 三 発行方法 郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行
- 四 発行額 額面金額で百八十億円
- 五 払込金額 百八十億千六百二十万円
- 六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 七 発行日 平成十四年七月二十二日
- 八 募集の価格 額面金額百円につき百円九銭
- 九 利率 年一・三パーセント
- 十 経過利子の払込み (一) 郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十七号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額及び登録金額の総額  $\times 1.3/100 \times 32/365$

(二) 次に掲げる国債については、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当

該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

イ 発行時において、登録(一括登録(国債の一括登録に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四号)第二条第二号に規定する一括登録をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)がされている国債の利子に係る所得税が源泉徴収される者の記名により登録されるもの。

ロ 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。

ハ 発行時において、登録又は一括登録されないもの(発行時において、所得税法第十条、第十一条若しくは第百七十六条第一項又は租税特別措置法第四条、第四条の二、第四条の三若しくは第九条の三第二項に規定する利子の非課税に係る要件を満たすものを除く。))。

十一 初期利子 平成十四年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。))。

額面金額又は登録金額  $\times 1.3/100 \times 1/2$

十二 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限 平成二十四年六月二十日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 募集期間 平成十四年六月二十七日から平成十四年七月十六日まで

十七 払込期日 平成十四年七月二十二日